

## Miomus ネットワーク 参加同意書

標記ネットワークにご参加いただくにあたり、下記についてご確認をお願いいたします。

### 第1条 当ネットワークの目的

当ネットワークでは、社会的養護のこどもを支援するための奨学金等に取り組む団体が連携し、社会的養護の養育者、関係者およびこども自身に、インターネットサイト「Miomus」（ミオムスと読みます）を通じて情報を発信していくことで、こどもたちが将来への希望を持つことに寄与することを目的とします。

### 第2条 インターネットサイト「Miomus」

「Miomus」は、社会的養護を経験した若者が企画し、経験者の視点を尊重して構成されたインターネットサイトで、以下の情報等を掲載します。

- ① 社会的養護に関する奨学金等の情報。
- ② 社会的養護を経験した学生、社会人のインタビュー記事等。
- ③ 当ネットワークへの参加団体の社会的養護に関する催しの情報。
- ④ その他の幹事団体（6条に記載）が必要と認めた情報。

### 第3条 参加団体の役割

当ネットワークに参加する団体には、以下についてご協力をお願いします。

- ① 自団体の奨学金等情報の適宜更新。
  - ・ 所定のインターネットフォームから、いつでも情報の入力・更新が可能です。  
\* 情報の更新が一年以上ない場合等に、事務局から確認のご連絡をする場合があります。
- ② その他
  - (ア) 自団体の社会的養護に関するセミナー等の催し、発行物などの情報掲載（任意）。
  - (イ) 一年に一回程度開催する奨学金等運営団体と社会的養護関係者を交えての等情報交換会へのご参加（任意）。

### 第4条 参加団体の要件

当ネットワークは、以下のいずれかの団体によって構成します。

- ① 社会的養護で暮らす、または暮らしたこどもを主な対象にした奨学金を運営する国内の団体または学校。
- ② 社会的養護で暮らす、または暮らしたこどもを主な対象にした就学・進学支援、住居支援、就職支援を行う国内の団体または学校。

### 第5条 退会

- ① 当ネットワークは、所定のインターネットフォームから脱退を申し込むことで、任意に脱退することができます。

- ② 当ネットワークに参加することが適当では無いと幹事団体が決議した団体については、当該団体の意思によらず参加を取り消すことができるものとします。

#### 第6条 幹事団体

当ネットワーク及び「Miomus」が適正な情報を発信していくために、3つ以上の参加団体で構成する幹事団体を定め、必要な事項を協議します。

- ① 幹事団体は、当ネットワーク及び「Miomus」について、社会的養護を経験したこども・若者の意見を尊重して運営することに賛同する団体で構成するものとします。
- ② 幹事団体の協議事項は、運営の方針、幹事団体の選任、情報交換会の開催、団体の参加取り消し、その他必要な事項とします。
- ③ 幹事団体の議決は、過半数の幹事団体の賛成を以て決めるものとします。

#### 第7条 事務局及びサイト運営費

- ① 当ネットワークの事務局は、朝日新聞厚生文化事業団内に設置し、朝日新聞厚生文化事業団は、「Miomus」の維持・管理費を負担します。
- ② 事務局は、幹事団体の意見を聞き、また、社会的養護を経験したこども・若者の意見を尊重したうえで、運営を行います。

#### 第8条 反社会的勢力との取引排除

参加団体は、内閣総理大臣が主宰する犯罪対策閣僚会議が公表した、平成19年6月19日付け「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」に基づき、次の各号を表明し保証していただきます。

- ① 自らとその役員、経営・事業に実質的な影響力を有する株主、重要な地位の使用人またはこれらに準ずる顧問等（以下「役員等」といいます。）が、暴力団、暴力団関係企業、組織的に犯罪を行う団体又はこれらに準ずるもの（以下「反社会的勢力」といいます。）でなく今後ともそのようなことはないこと。
- ② 自らとその役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しておらず、今後もそのようなことがないこと。
- ③ 自らとその役員等が、反社会的勢力に対する資金提供そのほかの行為を行うことを通じて、意図して反社会的勢力の維持、運営に協力又は関与をしていないこと。
- ④ 自らとその役員等が、相手方との契約に関連する業務の遂行において、反社会的勢力と知りながらその業務の全部又は一部を遂行させておらず、今後ともそのようなことはないこと。

#### 第9条 その他

本同意書に定めのない事項、または本同意書の解釈について疑義が生じた場合は、当事者は本同意書の趣旨に従い、誠意をもって協議し、解決するものとします。

以上